

長浜水道企業団建設工事等入札執行要綱

令和5年5月1日改正

(趣旨)

第1条 企業団発注建設工事、委託・コンサルタント業務および物品調達（以下「建設工事等」という。）の入札執行については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札執行者等)

第2条 入札は、入札執行者が行うものとする。

2 入札執行者は、局長とし、局長に事故あるときまたは欠けたときは財産契約課長とする。

(入札の公開)

第3条 入札の執行は、公開を原則とする。

(入札の無効等)

第4条 入札の無効は、長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号。以下「規程」という。)第18条に定める場合とする。

(入札の失格等)

第5条 再度入札において、発表した最低入札価格以上の価格で入札をした者

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、次に掲げるいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。

(2) 入札参加者が不穏な行為をなすとき。

(3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。

(4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(禁止事項)

第7条 入札執行者は、次の事項を入札者および傍聴者に履行させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができるものとする。

(1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか、入札執行室への出入りを禁ずること。

(2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。

(3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。

(4) 酒気を帯びて入札執行室へ入室することを禁ずること。

(5) 入札執行者が特に指示した事項

(入札の辞退等)

第8条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等の入札に参加する者として指名した者で入札執行前に入札を辞退するものがあるときは、入札辞退届を提出させなければならない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときには、入札辞退届の提出を省略することができる。

3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。ただし、一般競争入札の場合はこの限りではない。

(入札参加者等の確認)

第9条 入札執行者は、入札執行においては、入札参加者の商号または氏名を呼びあげて出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、入札書の提出をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札執行宣言等)

第10条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者が前項の入札執行宣言した後においては、入札執行者は、当該入札に参加

しようとして入室する当該入札参加者を当該入札に参加させてはならない。

(入札書の提出)

第11条 入札は所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

(見積内訳書の徴収)

第12条 入札執行者は、入札参加者に技術提案に基づく見積内訳書を提出させるものとする。ただし、再度入札および提出の必要がないと認めるときは、見積内訳書の提出を省略させることができる。

2 前項の見積内訳書記載の金額は、入札書と同じ金額とする。

(開札)

第13条 入札執行者は、入札者全員の入札書の提出を確かめたうえ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の8第1項および第167条の13の規定により開札を行うものとする。

2 前項の場合においては第4条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

(入札執行回数等)

第15条 入札執行回数は、1件につき3回を限度とする。

2 前項において落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、工期等の関係から指名替え等をする暇がない場合においては、随意契約の手続に移ることができる。

(入札終了の宣言)

第16条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。

(落札者の決定)

第17条 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、水道管路布設工事および舗装工事、その他入札執行者が必要と認める場合において、最低の金額で入札を行った者の金額が、建設改良工事の品質を確保するため、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であるものとして長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱に定める失格基準未満の金額での入札については、失格とする。

2 入札執行者は、最低の金額で入札を行った者の金額が、長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱に定める調査基準価格未満である場合は、建設改良工事の品質を確保するため、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であるかどうかを確認する。この場合において、社会通念上企業努力の範囲で品質の確保が困難であると判断したときは、地方自治法施行令第167条の10および第167条の13の規定に基づき、規程第19条第1項に規定する手続を経て、落札者を決定しなければならない。

3 前2項の規定による落札者への通知は、落札決定通知書により行うものとする。

4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、第1項ただし書きの確認を行う場合にあっては、同額の業者の中でくじを行い、当選業者に対し第2項の確認を行う。

(落札とならないときの報告)

第18条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第15条第2項により随意契約ができないときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

(入札の結果)

第19条 入札執行者は、落札者の決定後、直ちにその結果等を公表するものとする。

(郵便入札の場合の特例)

第20条 郵便入札の方法により入札を行う場合の実施の詳細については、別に定める。